

千早赤阪村障がい者計画(第2次)

平成 24 年3月

千早赤阪村

ごあいさつ

本村の障がい者福祉施策につきましては、平成 14 年3月に策定しました「千早赤阪村障がい者福祉計画」に基づき、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念とし、障がいのある人の完全参加と平等を実現すべく、各種施策の推進に取り組んでまいりました。

一方、国におきましては、平成 18 年の第 61 回国連総会において採択された「障害者権利条約」の批准に向けて、障がい者に係る制度の集中的な整備が進められており、その出発点として平成 23 年8月に改正障害者基本法が公布・施行されました。同法では「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指しております。

そしてこの度、このような国の障がい者制度改革の動きを踏まえながら、「千早赤阪村障がい者福祉計画」を見直し、新たに「千早赤阪村障がい者計画（第2次）」を策定しました。この計画は、平成 32 年度までの9年間における本村の障がい者施策の基本的な考え方や施策の方向性を明らかにしたものです。

今後は、この計画の将来像として設定した「一人ひとりが尊重され、心豊かに暮らせる共生のむら“ちはやあかさか”」の実現に向けて、関係機関相互の連携を図りながら、障がい者施策を総合的に取り組んでまいりますので、住民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました千早赤阪村障がい者計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました村民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後の計画推進に向けてなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年3月

千早赤阪村長 松本 昌親

—目 次—

第1章 計画策定の概要.....	1
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の性格.....	5
第2章 障がいのある人の現状.....	7
1. 人口・世帯数の推移.....	8
2. 障がい者手帳所持者等の状況.....	9
3. 障がい者アンケート調査結果の概要.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1. 基本理念.....	20
2. 計画の視点.....	21
3. 計画の重点課題.....	23
4. 施策の体系.....	24
第4章 施策の基本方向と取り組みの推進.....	25
1. 教育・療育.....	26
2. 保健・医療.....	30
3. 生活支援.....	33
4. 障がいのある人の雇用.....	42
5. 広報・啓発活動.....	44
6. 生活環境.....	47
第5章 計画推進のために.....	51
1. 推進体制の確立.....	52
2. 啓発と地域の福祉力の向上.....	52
3. 地域における人材の確保.....	52
4. サービスの質の向上.....	53
5. 関係機関との連携.....	53
6. 計画の進行管理.....	53
資料編.....	55
1. 千早赤阪村障がい者計画策定委員会設置要綱.....	56
2. 千早赤阪村障がい者計画(第2次)策定委員名簿.....	58



第1章

計画策定の概要

第 1 章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

国では、平成 14 年に「新障害者基本計画」が策定され、平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 年間に講ずべき障がい者施策の基本方向として、「障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」が掲げられています。また、平成 18 年 10 月「障害者が地域で暮らせる社会に」と「自立と共生の社会を実現」を目標とした「障害者自立支援法」が全面施行されました。

こうしたなか、平成 22 年 1 月に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、新たに、制度の谷間のない支援を提供し、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備を内容とする制度の検討が進められています。さらに、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法として「障害者基本法」が改正されるとともに、「障害者差別禁止法（仮称）」の制定に向けた検討などの取り組みが行われています。

また、大阪府においても、障がい者の社会への「完全参加と平等」を実現するため、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と障がい者が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、平成 6 年 3 月に、新大阪府障がい者計画「ふれあいおおさか障害者計画」が策定され、平成 15 年には「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げた「第 3 次大阪府障がい者計画」が策定され、総合的に障がい者施策が推進されているところです。

本村においても、これらの流れを受け、平成 13 年度に策定した「千早赤阪村障害者福祉計画」が平成 23 年度に最終年度をむかえることから、計画の評価・見直しを行うとともに、第 1 次計画における「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の 2 つの理念を基本的に引き継ぎ、今後の障がい者施策の方向性を明確にするべく、ここに「千早赤阪村障がい者計画（第 2 次）」を策定します。

(1)福祉制度

福祉サービスにおいては、平成 15 年度から、従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。平成 18 年 4 月には、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が施行されています。

この法が制定された背景には、支援費制度の開始に伴うサービス量の増加による公的負担の増大や、支援費制度では精神障がいのある人が対象から除外されていること、地域生活への移行、就労支援など新たな課題への対応が必要となったことがあります。

この「障害者自立支援法」は、利用者の負担に定率負担が導入されたことや、事業者報酬が定額払いから利用者数に応じた実績払いに変更されたことについて様々な意見があり、これまで政省令の改正が繰り返し実施されましたが、この法律に対する不満・不備は払拭されず、「障害者自立支援法」を廃止し、障がい福祉サービスに関する新たな法律を制定する動きが国において進められています。また、平成 22 年 12 月には、「障害者自立支援法」が改正され、早急に対応を要する事項が定められています。

(2)雇用・就業分野

雇用・就業の分野では、平成 18 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、精神障がい者の雇用対策が強化され、また、平成 21 年 4 月、同法が一部改正され、福祉的就労から一般雇用のための支援体制の充実や、精神障がい者に対する雇用施策の充実が進められています。

また、「障害者自立支援法」においても、就労支援を抜本的に強化するため、就労支援のためのサービスが再編され、雇用と福祉の連携強化が求められています。

(3)発達障がい関係

平成 17 年「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいに代表される発達障がいの定義と法的な位置づけが確立され、早期発見・早期の発達支援、保育、教育、就労支援、地域における生活支援など、ライフステージを通じ一貫した支援の流れが明確化されました。

また、平成 22 年 12 月には「障害者自立支援法」が改正され、この法律に基づく支援の対象者として発達障がい児（者）が含まれることが明記されました。

(4)教育関係

平成 19 年 4 月、学校教育法の中に「特別支援教育」が位置づけられ、すべての学校において、障がいのある児童・生徒の支援を充実させることになりました。この「特別支援教育」は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うとされました。

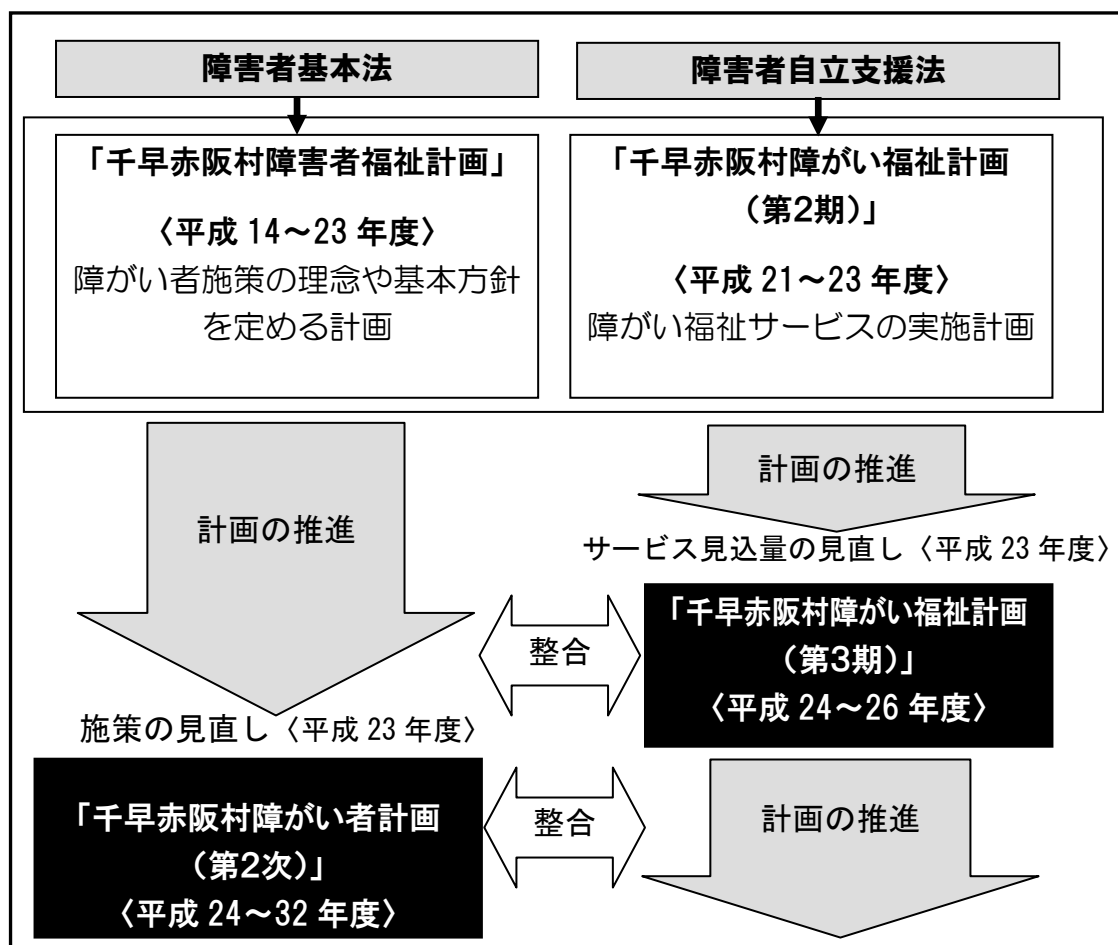
(5)精神保健分野

精神保健分野では、平成 5 年の「障害者基本法」、平成 7 年の「精神保健福祉法」などの成立を経て、施設処遇中心から地域移行への方向転換が図られてきました。

さらに平成 11 年の「精神保健福祉法」の改正により、平成 12 年 4 月から、精神医療審査会の機能強化が図られ、精神障がい者の人権に配慮した医療の確保が進められています。平成 14 年 4 月からは、在宅福祉事業に、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）、居宅介護等事業（ホームヘルプ）、短期入所事業（ショートステイ）を追加し、精神障がい者居宅生活支援事業として、住民に身近な市町村を中心として実施されることになりました。

また、「障害者自立支援法」に基づく「障がい福祉計画」では、各市町村において、平成 23 年度末までの退院可能な精神障がい者数の減少目標値を設定することなど、精神障がい者の地域移行支援に関する施策が推進されています。

2. 計画の性格



(1) 計画の位置付け

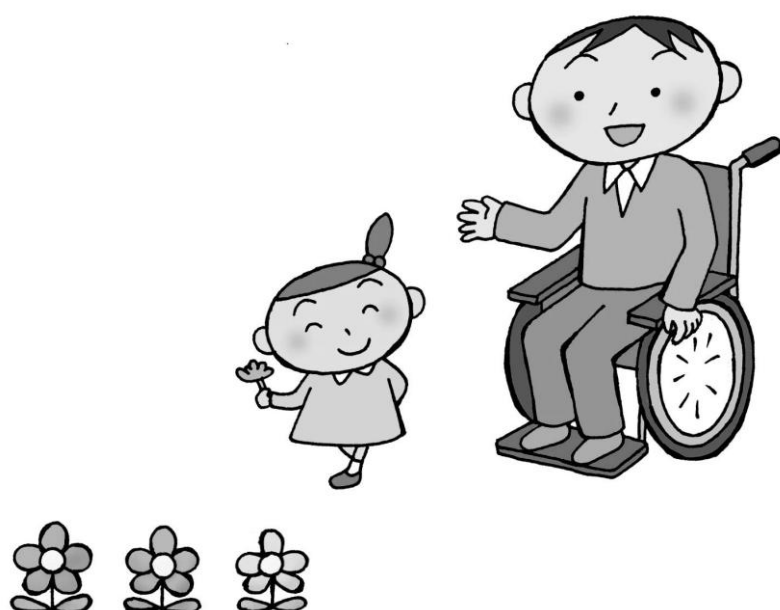
この計画は、障害者基本法第 11 条 3 項に基づき、国の「障害者対策に関する新長期計画」や府の「ふれあいおおさか障害者計画」、また「第 4 次千早赤阪村総合計画」、「千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 5 期）」等の関連計画との整合性に配慮しながら、現状の把握と将来の展望に立って、本村における障がい者福祉の方向とその実現のための方策を明らかにするものです。

またこの計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」である「千早赤阪村障がい福祉計画（第 3 期）」との整合が保たれたものとします。

(2)計画期間

この計画の期間は、「第4次千早赤阪村総合計画」に合わせ平成 24 年度から平成 32 年度までの9年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うこととします。



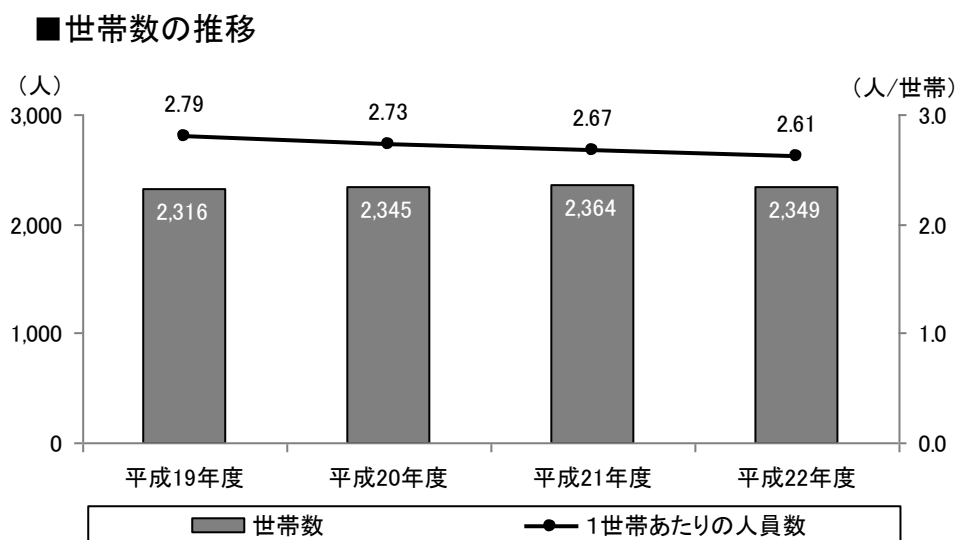
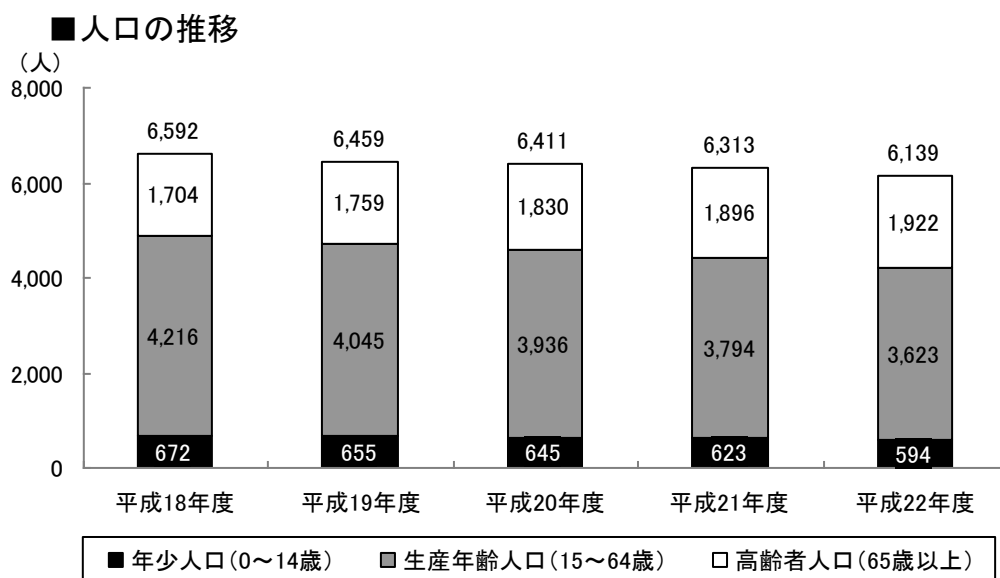
第2章

障がいのある人の現状

第2章 障がいのある人の現状

1. 人口・世帯数の推移

本村の総人口は平成 18 年度から平成 22 年度にかけて減少傾向にあり、平成 22 年度の人口は 6,139 人、世帯数は 2,349 世帯です。年代別では、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少傾向にあり、高齢者人口（65 歳以上）が増加傾向にあります。世帯別では、世帯数は増加傾向にあり、1 世帯あたりの人員は減少傾向にあります。



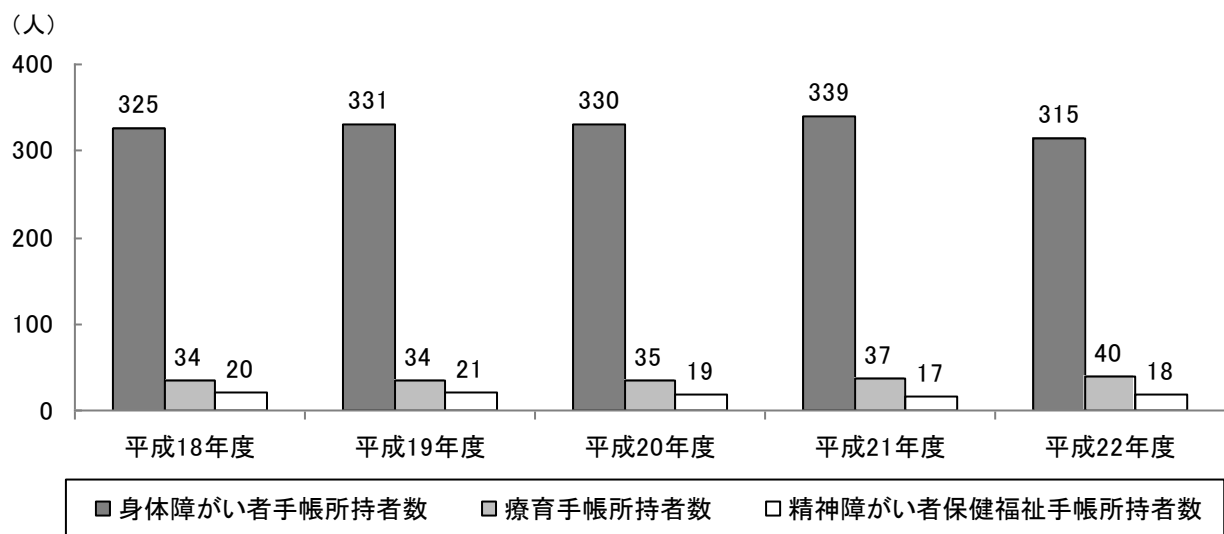
2. 障がい者手帳所持者等の状況

障がい者手帳所持者数の推移をみると、身体障がい者手帳所持者数は増加傾向を続けていましたが、平成 22 年度では減少しています。療育手帳所持者数は増加傾向にあります。精神障がい者手帳所持者数は増減をくり返しながら推移しています。

■障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
身体障がい者手帳所持者数	325	331	330	339	315
療育手帳所持者数	34	34	35	37	40
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	20	21	19	17	18
合計	379	386	384	393	373



資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

(1) 身体障がいのある人の状況

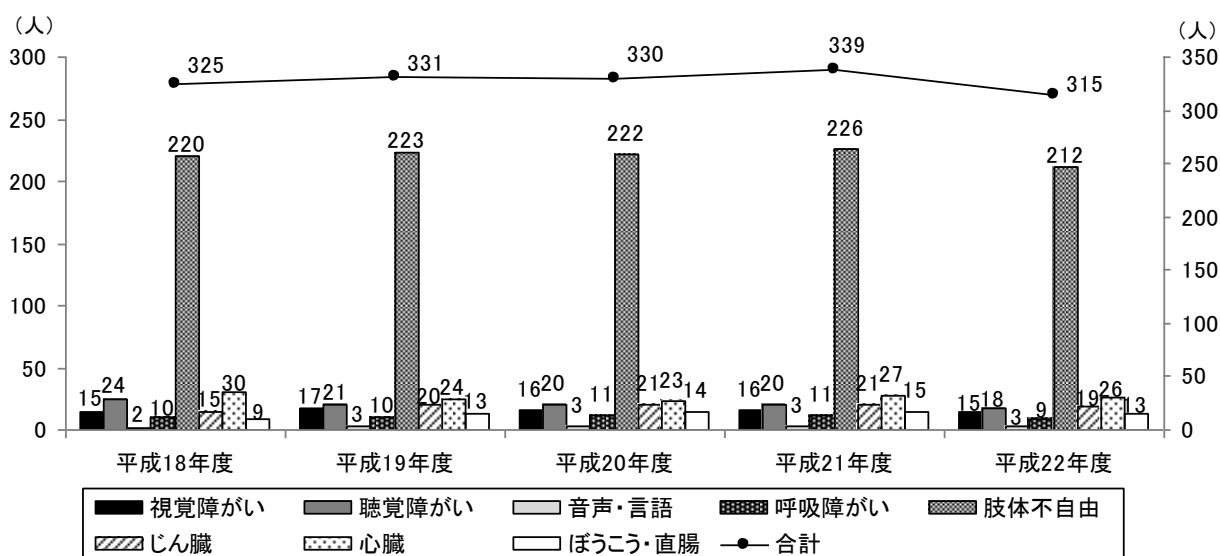
① 障がいの種別身体障がい者手帳所持者数の推移

障がいの種別身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、障がいの種別では「肢体不自由」がもっとも多くなっており、平成22年度では212人となっています。種別ごとに増減を繰り返しながら推移していますが、「聴覚障がい」では減少傾向にあります。

■ 障がいの種別身体障がい者手帳所持者数の推移

単位: 人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障がい	15	17	16	16	15
聴覚障がい	24	21	20	20	18
音声・言語	2	3	3	3	3
呼吸障がい	10	10	11	11	9
肢体不自由	220	223	222	226	212
じん臓	15	20	21	21	19
心臓	30	24	23	27	26
ぼうこう・直腸	9	13	14	15	13
合計	325	331	330	339	315



資料: 健康福祉課(各年度3月31日現在)

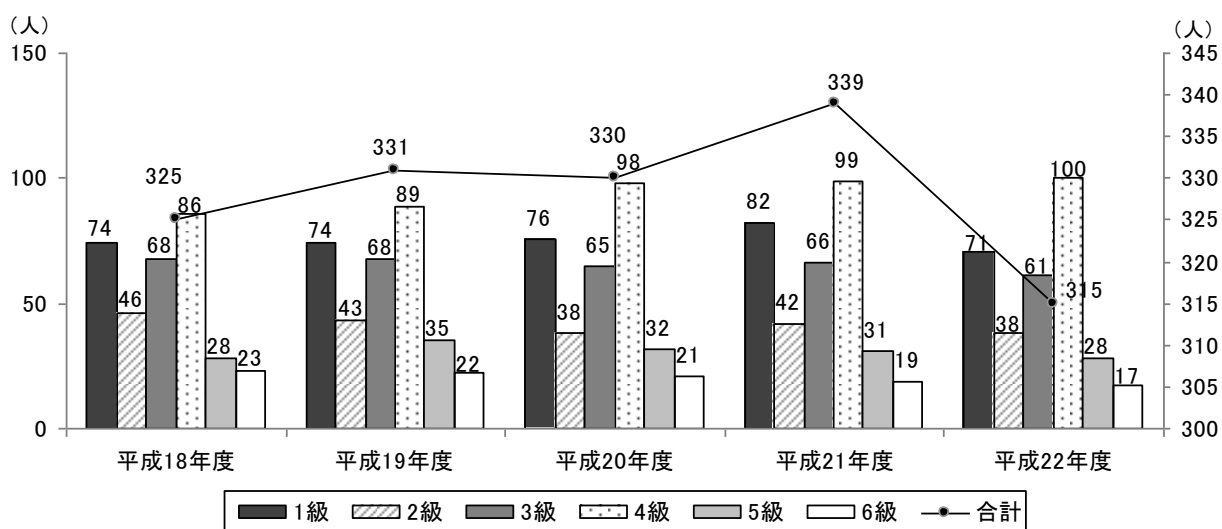
②等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

等級別身体障がい者手帳所持者数の推移をみると、平成22年度における1～2級の重度者は109人となっており、全体の34.6%となっています。

■等級別身体障がい者手帳所持者数の推移

単位:人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	74	74	76	82	71
2級	46	43	38	42	38
3級	68	68	65	66	61
4級	86	89	98	99	100
5級	28	35	32	31	28
6級	23	22	21	19	17
合計	325	331	330	339	315



資料:健康福祉課(各年度3月31日現在)

(2) 知的障がいのある人の状況

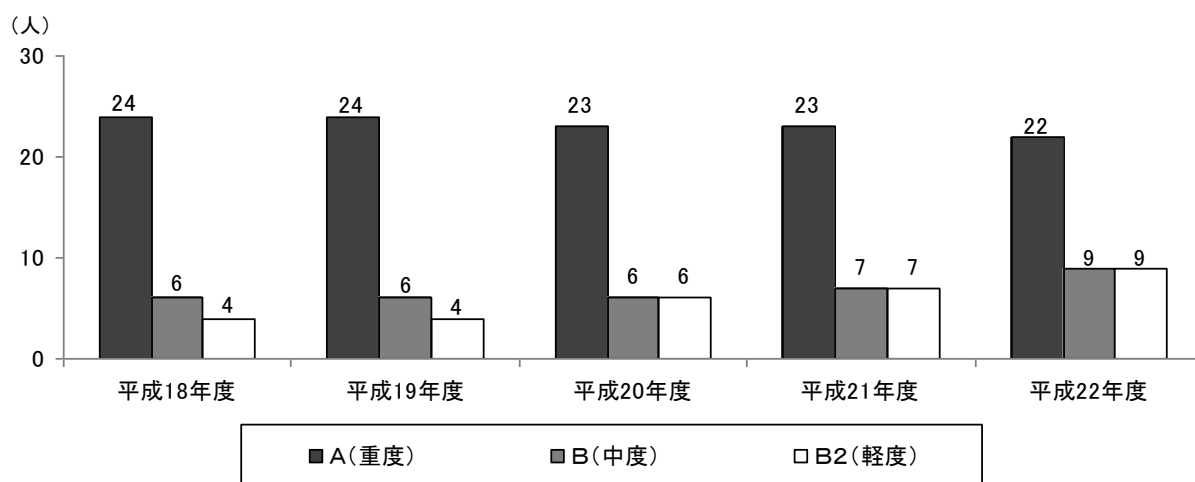
① 療育手帳所持者数の推移

等級別療育手帳所持者数の推移をみると、全体的に増加傾向にあります。等級別にみると、平成22年度ではA（重度）が22人となっており、全体の55.0%となっています。

■ 等級別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A(重度)	24	24	23	23	22
B(中度)	6	6	6	7	9
B2(軽度)	4	4	6	7	9
合計	34	34	35	37	40



資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

(3)精神障がいのある人の状況

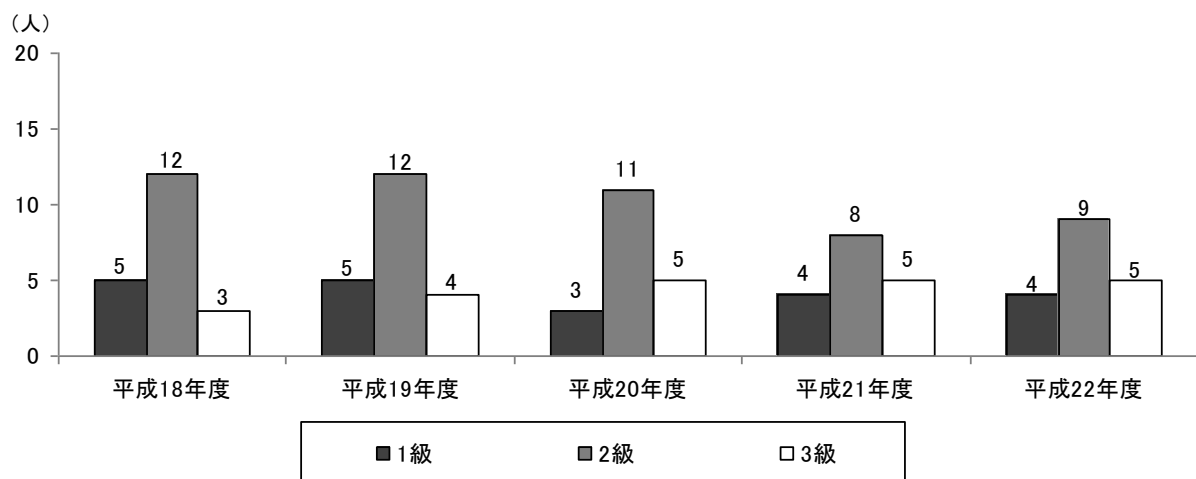
①精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 22 年度では 18 人となっています。

■ 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	5	5	3	4	4
2級	12	12	11	8	9
3級	3	4	5	5	5
合計	20	21	19	17	18

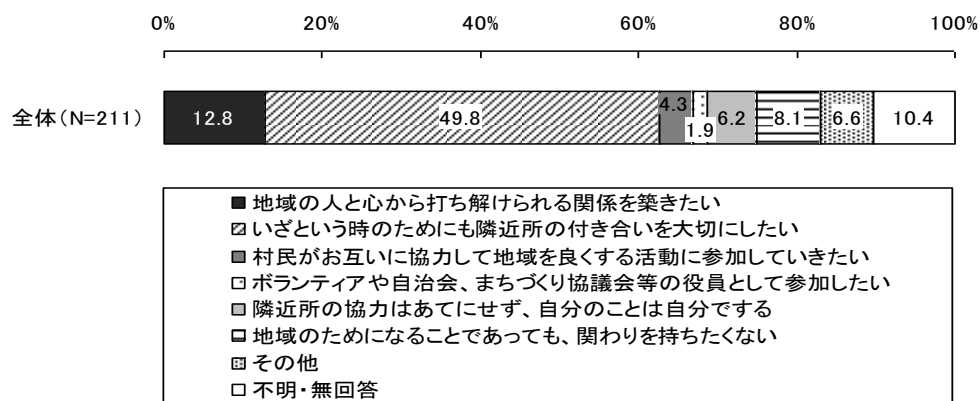


資料:健康福祉課(各年度3月 31 日現在)

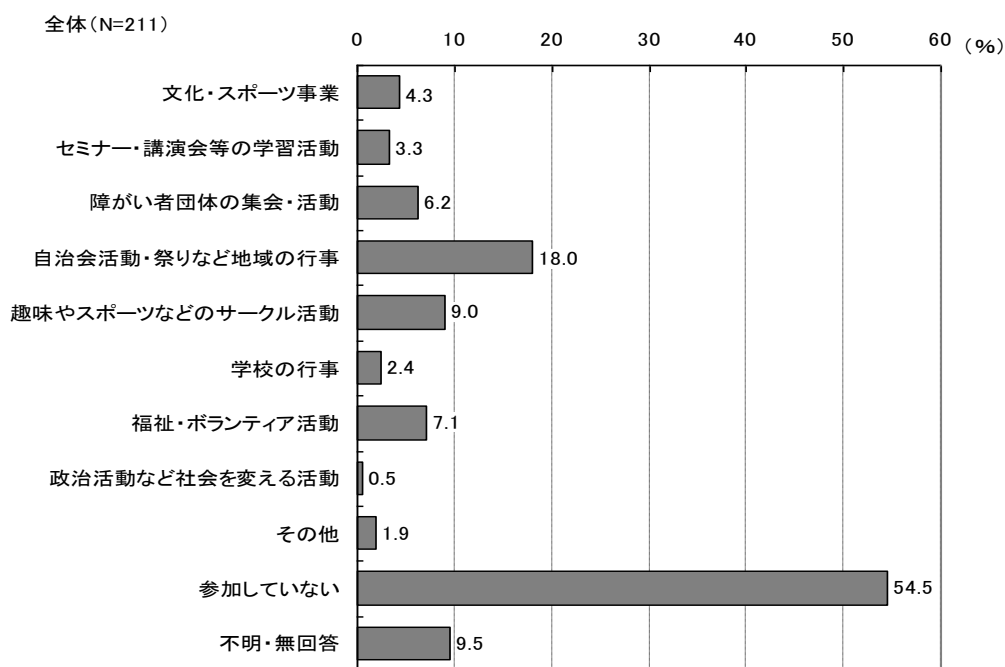
3. 障がい者アンケート調査結果の概要

(1) 社会参加について

■あなたは、地域との関わりに対してどのようにお考えですか。(複数回答)



■最近1年間、あなたは、地域の行事や活動に参加しましたか。(複数回答)

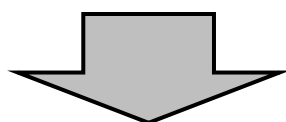
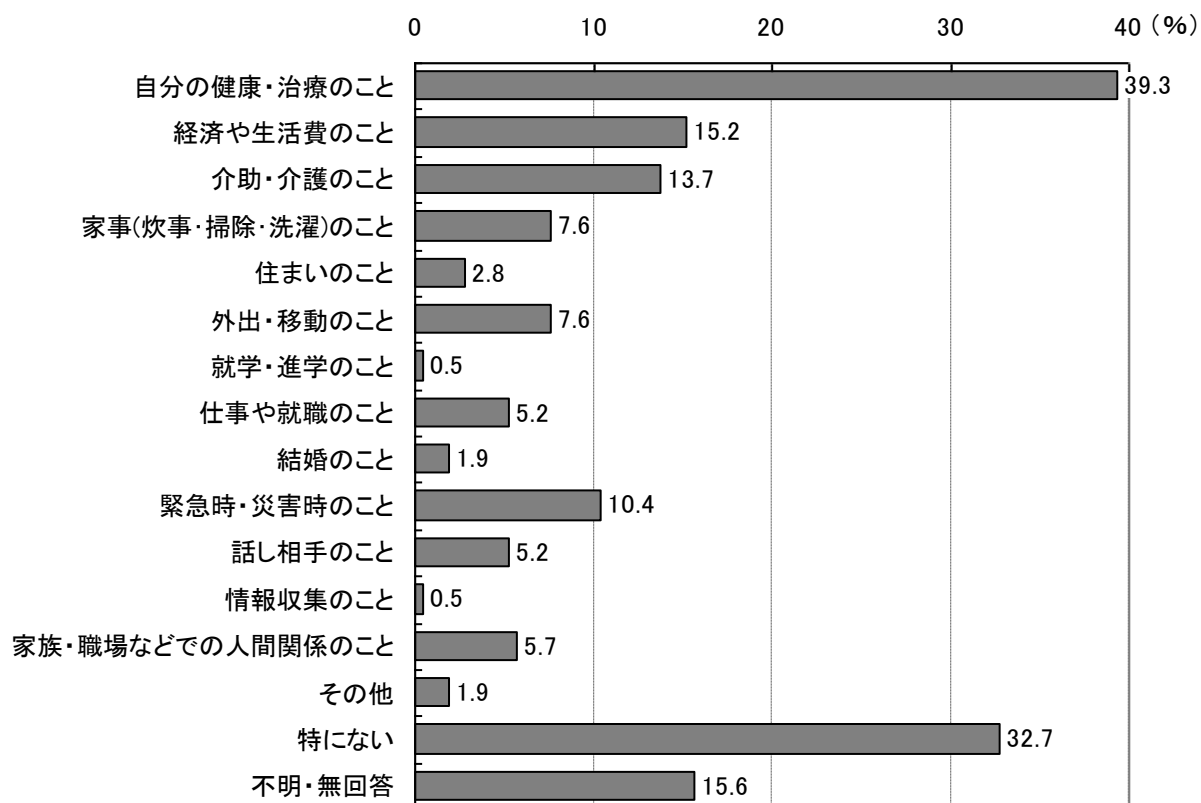


- 現状では、地域との関わりを大切にしたいと考えている人が多い一方で、行事や活動に参加することが少ない傾向がうかがえます。社会参加できる機会の拡大や、住民の理解が求められています。

(2)現在の生活で困っていること、不安に感じていること

■現在、あなたは、悩んでいることや、誰かに相談したいことがありますか。(複数回答)

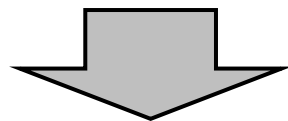
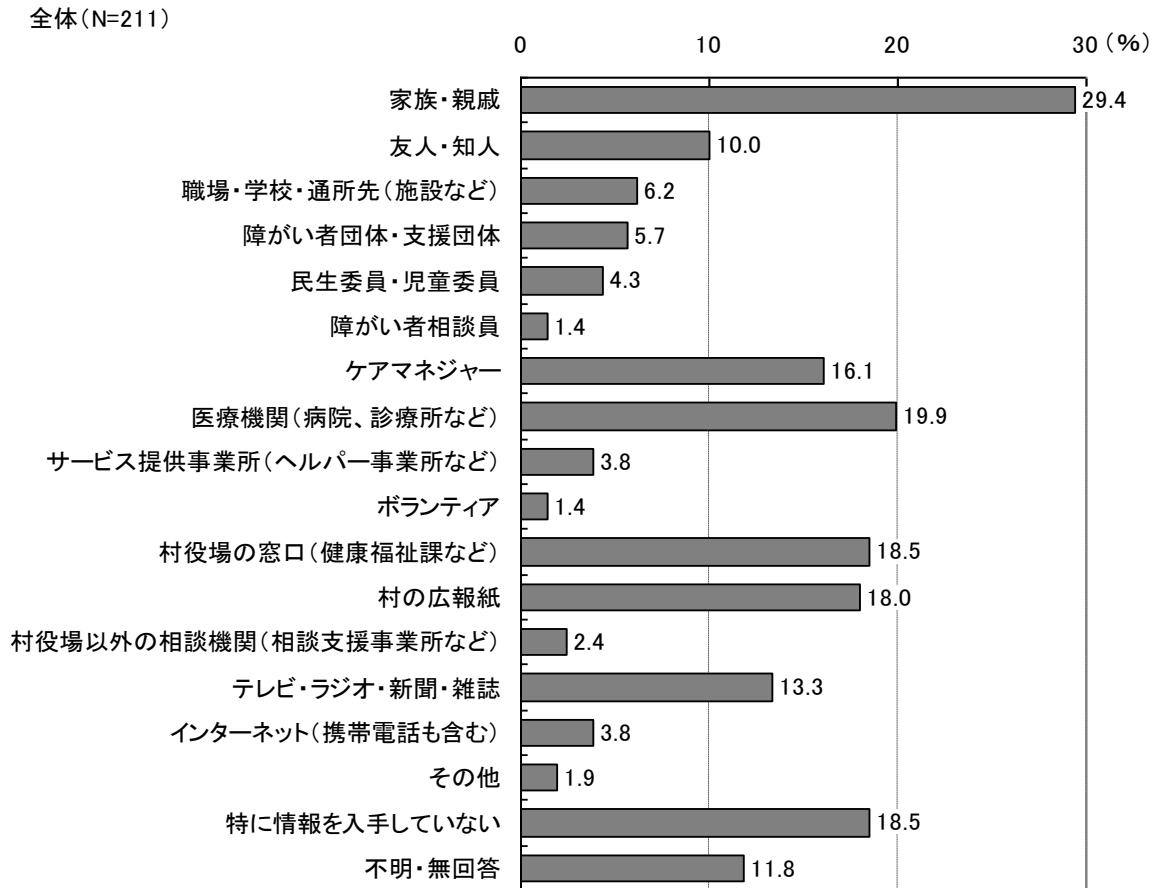
全体(N=211)



- 自身の健康及び治療のことに不安を抱えている人が多く、医療や日常のサポートの充実が求められている現状がうかがえます。
 その他に、生活費等の経済的なこと、介護・介助のこと、緊急時や災害時のことに対する不安が高くなっています。

(3)福祉に関する情報の入手先について

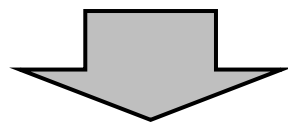
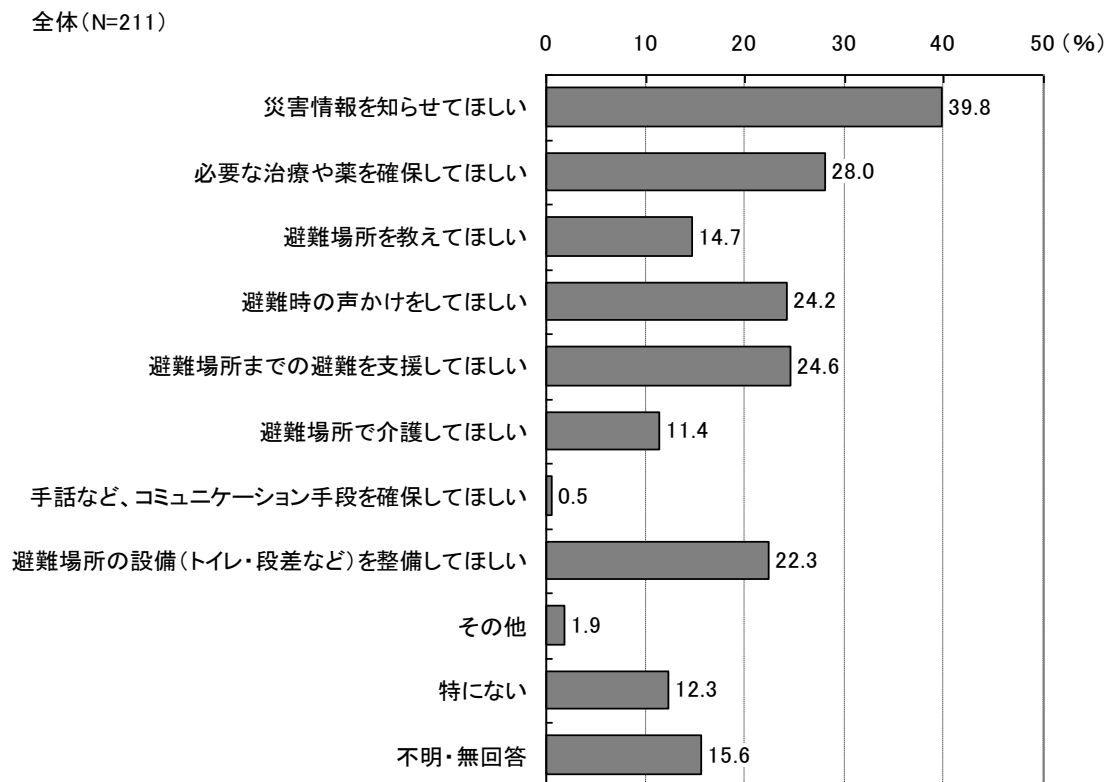
■あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(複数回答)



- 家族や親戚から情報を得ることが多い傾向にあります。また、村役場(健康福祉課など)も高く、情報発信の強化が必要であることがうかがえます。また、平成 24 年度より、「計画相談支援」としてサービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、国の指針では平成 26 年度までにすべてのサービス利用者が利用するように目標設定がされます。今後は、2.4%となっている「村役場以外の相談機関(相談支援事業所など)」のさらなる役割の強化が求められています。

(4)災害時の支援について

■あなたが、災害発生時に支援してほしいことは、何ですか。(複数回答)

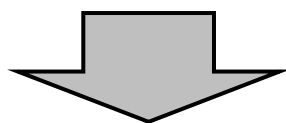
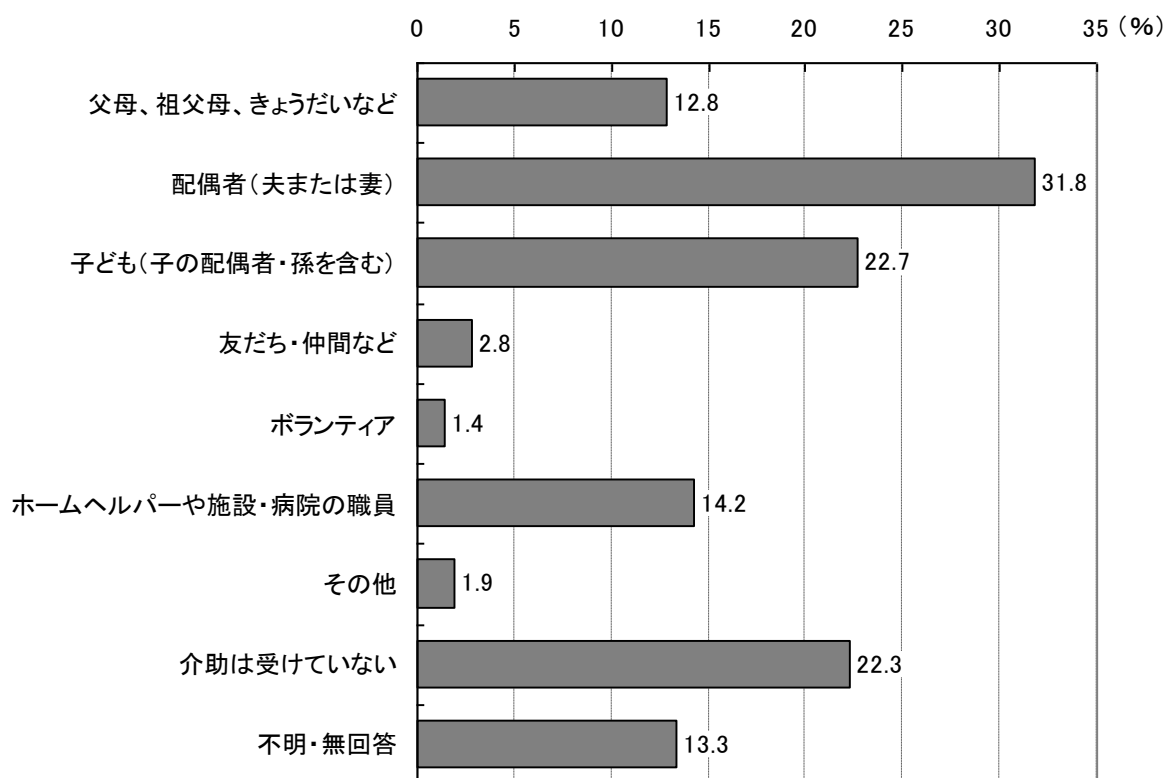


- 災害時の支援については、「災害情報を知らせてほしい」が最も高く、情報の伝達面でのニーズが高くなっています。また、必要な治療や薬の確保等、医療面での支援の必要性が高くなっています。その他にも、退避行動や避難場所での支援の充実等、総合的な災害時の支援体制の充実が求められています。

(5) 介助者の支援について

■ ふだん、あなたを介助しているのは、どなたですか。(複数回答)

全体(N=211)



- 介助を配偶者や子ども等の家族に頼っているか、介助を受けていない人が多い傾向がうかがえます。

今後は、介助者の精神的・肉体的負担を軽減するための福祉サービスの充実や、障がいの種別によって様々な種類の悩みや情報があるため、多岐にわたる相談・情報提供の充実が必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

むらづくりの総合的な指針である総合計画では、障がい者福祉の方向性として「障がい者が自立して生きがいを持ち安心して生活することへの対応が大切」と位置付けられています。

本村では、平成14年3月に策定した「千早赤阪村障害者福祉計画」において「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」を基本理念として掲げてきました。「ノーマライゼーション」とは、障がい者の生活環境や生活条件など社会の側のあり方に目を向けながら、障がいのある人もない人も誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重し合いながら生活ができるようにしていくことを目指す考え方です。また、「リハビリテーション」とは、ライフステージのすべての段階において、単に医学的な機能回復訓練だけでなく、社会的・教育的・職業的な手段を総合的に対応することにより、障がい者の可能性を最大限に高め、その全人間的な復権を目指すものであり、両者は、総合計画と目的を共有するものとなります。そのため本計画では、引き続き、この二つを基本理念に、障がいのあるなしにかかわらず一人ひとりが尊重され、こころ豊かに暮らせる共生のむらを目指します。

ノーマライゼーション

どのような障がいがあっても、障がいのない人と同じように生活し、活動できる社会が本来の社会の姿であるという考え方

リハビリテーション

医学的な機能回復訓練だけでなく、社会的・教育的・職業的な手段を総合的に対応することにより、障がい者の可能性を最大限に高める考え方

将来像

一人ひとりが尊重され、
心豊かに暮らせる
共生のむら
“ちはやあかさか”

2. 計画の視点

(1) 障がい者の地域での自立の促進

障がい者も、基本的人権をもつ一人の人間として尊重されなければなりません。社会の他の構成員が享受してるものと同様の権利をもつとともに、果たすべき義務を負い、責任ある個人として自主的に自身の生活を設計し、社会の発展に自ら参加していくことが期待されています。このため、障がい者自身が主体性・自立性を発揮して、社会に積極的に参加していくよう努力することが必要です。そのため障がい者の能力が十分活かせるように諸施策を推進し、支援に努めます。

(2) 生活環境やこころのバリアフリーの促進

障がい者は、決して障がいのない人々と違った存在ではなく、社会の中に障がい者が存在し、社会経済活動を行っていくことが正常な社会の姿です。そのため、障がい者がいかなる障がいもなく、各種の活動に自由に参加できる平等な社会づくりが必要です。障がい者にとって住みよい社会をつくっていくことは、すべての人のためにとって住みよい社会をつくっていくことであり、こうした社会づくりに全村民が取り組んでいけるよう努めます。

(3) こころのゆとりと生きがいをもって生活できるまちづくりの促進

社会情勢が大きく変化する現代社会の中で、価値観が多様化し、物の豊かさだけでなく、心のゆとりや豊かさ、生きがいを大切にしたいという意識が高まっています。

障がい者の生活にゆとりと生きがいが感じられるよう、趣味や創作など文化芸術活動へ積極的に参加できるよう努めます。

(4)保健・医療・福祉が連携した総合的な福祉サービスの提供

障がい者施策は広範多岐に及んでいることから、施策を総合的・体系的に推進するため、近隣市町をはじめ関連機関・団体の協力を得ながら、関連施策の連携を図り、取り組むことに努めます。

また、人口の高齢化に伴って障がい者も高齢化が進み、介護者にもその傾向が押し寄せています。障がい者施策と高齢者施策の一体的な推進、地域社会の構造と高齢社会に適合した施策の展開を推進します。



3. 計画の重点課題

(1) 権利擁護施策の充実

府における障がい者の権利擁護の中核機関である「大阪後見支援センター」等の関係機関と積極的に連携し、障がい者の権利擁護の推進を図ります。また、近年増加する虐待の防止に向け、事業所・関連機関とも連携した見守り体制の整備を進めます。

(2) 自立支援につながる施策の充実

障がい者の生活の質の向上を図るとともに、障がい者が安心して生活できるように地域生活支援の充実、就労、社会参加の場の拡大を近隣市町との協力・連携を密にし、広域的な推進体制の確立を図り、自立を支援します。

(3) 重点的な啓発活動の推進

行政をはじめ関係者が一体となって、障がいや障がい者についての理解と認識を深める啓発活動を展開します。

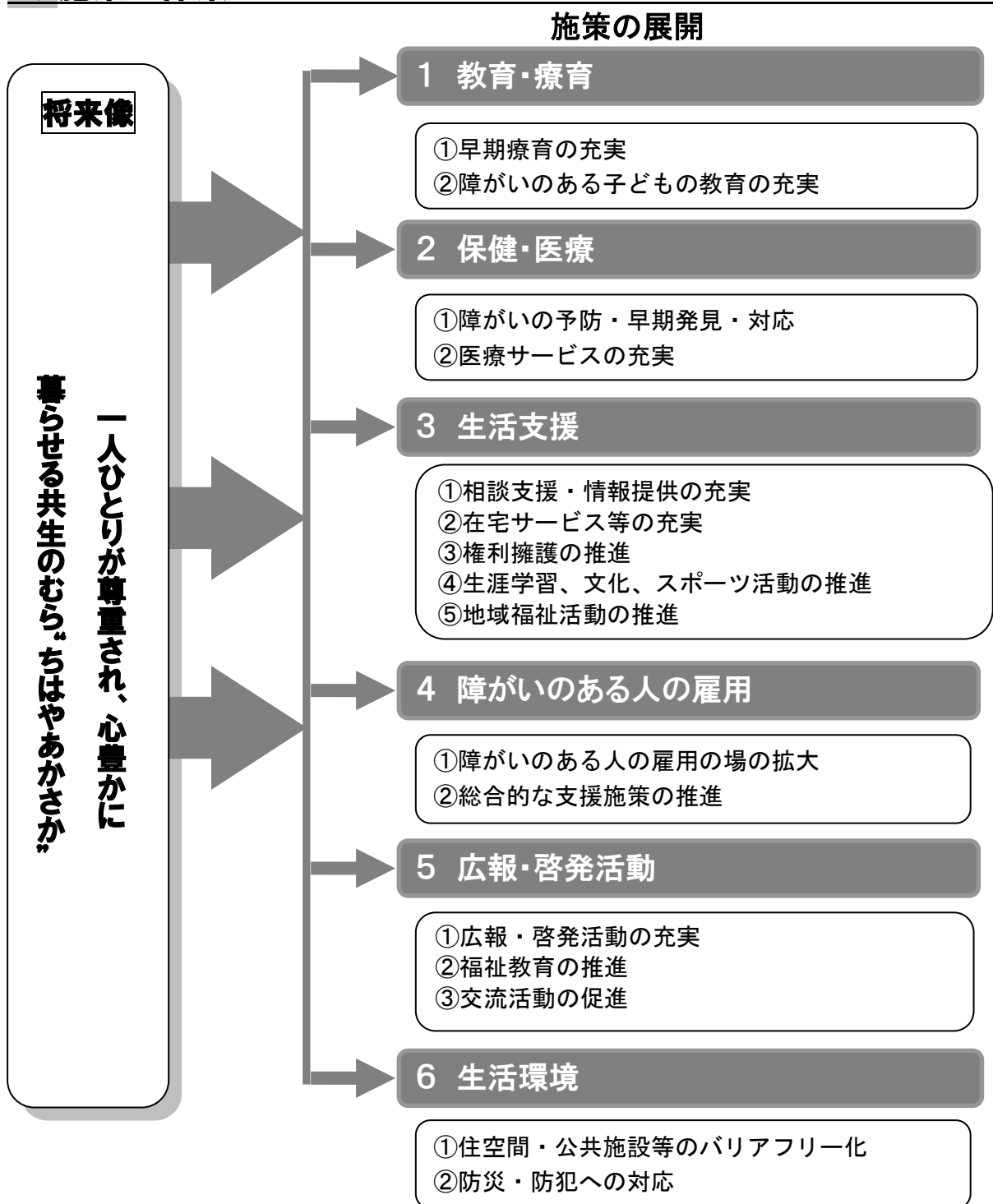
(4) 介護保険制度と連携した障がい者施策の推進

障がい者の高齢化を踏まえ、介護保険制度と連携したサービスの実施、施設の活用を進めます。

(5) 防災対策の強化

東日本大震災の発生を受け、大阪府や消防、警察、指定公共機関（電力・ガス・電話等）をはじめとする防災関連機関との連携の強化を図りながら、緊急時要援護者支援対策を含めたきめ細やかな対策を推進します。

4. 施策の体系



～計画の重点課題～

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1)権利擁護施策の充実 | (2)自立支援につながる施策の充実 |
| (3)重点的な啓発活動の推進 | (4)介護保険制度と連携した障がい者施策の推進 |
| (5)防災対策の強化 | |

第4章

施策の基本方向と取り組みの推進

第4章 施策の基本方向と取り組みの推進

1. 教育・療育

現状や課題

- 平成 24 年 4 月から、障がいのある子どもを対象としたサービスは、障がい種別で分かれていた体系が一元化することになりました。また、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障がいのある子どもに対する支援体制の強化が図られます。国では、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助（インクルーシブ教育）を原則とし、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件の整備に向けた検討が進められています。
- 本村ではこれまで、保育園での障がい児受け入れを促進し、地域での子育て環境の充実を図るとともに、就学相談において、福祉、医療などの関係機関と連携することによって適正就学へのきめ細かい指導を推進してきました。また、教育方法と教職員への多様な研修機会の充実に努め、状況に応じて担当職員（介助員）を配置するなどの支援を行っています。今後とも、障がいのある子どもが身近な地域で専門的な療育や障がいの状況に応じた教育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関が互いに連携を進め、療育・教育体制の充実を図るとともに、教職員の知識・技能の向上による、学びやすい教育環境の整備が求められています。
- 平成 17 年には「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいのある人への支援が本格的に行われるようになりました。発達障がいの早期発見・療育のためには、専門職の介入と継続した支援、医療機関・保健センター・保育所・幼稚園など関係機関の密接な連携が不可欠です。また、「大阪府発達障がい者支援センター」との連携も必要です。
- 本村では、発達相談を教育相談の一環として位置付け、相談体制の充実に努めています。しかし、発達障がいや精神障がいのある児童・生徒については、障がいの受容の困難性、保護者支援のあり方、周囲の理解不足などの課題があります。また、不登校や引きこもりの傾向のある児童・生徒への個別支援の難しさといった課題もあります。

(1)早期療育の充実

今後の取り組み	
○障がい児地域療育等支援事業の連携	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、肢体不自由児が、身近な地域において、療育指導や相談を受けられるよう、大阪府・近隣市町・関係機関・関係施設との連携に努めます。
○障がい児短期入所事業の支援	家族の疾病・出産などにより家庭での介助が困難な在宅の障がい児が、施設を一時的に利用し、適切な療育及び日常生活に関する指導を受けることができるよう、事業の普及・啓発に努めます。
○障がい児の療育指導等の充実	在宅の障がい児の発達・自立を援助し、福祉の増進を図るため、障がい児とその保護者に対する療育指導など、各種通所事業の確保に努めます。
○障がい児保育の充実	保育所において、障がい児の保育事業を円滑に実施することができるよう関連機関との連携に努めます。
○幼稚園教育の充実	障がいのある幼児に適切な教育が講じられるよう、理解・啓発を一層推進するとともに、指導方法についての研修に努めます。
○教育相談の充実	発達相談事業のフォロー体制を整備し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。

(2)障がいのある子どもの教育の充実

①特別支援教育体制推進事業の推進

今後の取り組み
○乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備 教育・医療・保健・福祉・労働などの関係機関の連携により、ネットワークを形成する中で個別の教育支援計画の策定にも努め、乳幼児期から就労にいたるまで一貫した支援体制の整備を図ります。
○発達障がい児支援の充実 教育・医療・保健・福祉などの関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制づくりに努めます。
○校内体制の整備 学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会を設置し、校内体制の充実に努めます。

②教育環境の充実

今後の取り組み

○就学指導の充実

保護者をはじめ保健・福祉・医療などの関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導の充実に努めます。

○教職員の専門性の向上

障がいのある児童・生徒一人ひとりに対応できるよう、特別支援学校や小・中学校の障がい児教育担当教員との実践的な交流、研修会を実施し、教員の専門性を高め、学習指導の充実と向上を図ります。

○一人ひとりに応じた教育指導・支援の充実

個別の指導計画による指導を進める中で、障がいのある児童・生徒一人ひとりの発達状況に則した見直しを定期的に行い、指導方法、内容及び支援の改善を行い、豊かな教育活動を展開します。

○放課後の居場所づくり

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、放課後子ども教室など、子どもの居場所づくりに努めます。

2. 保健・医療

現状や課題

- 本村では、特定健診・特定保健指導、介護予防教室などを行い、健康づくりを進めるとともに、各種健康相談（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員）を充実し、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携に努めています。また、平成 23 年 3 月に策定した「健康ちはやあかさか 21（第 2 期）」（村健康増進計画・食育推進計画）をもとに、村全体で予防の視点にたった施策・取り組みを展開しています。障がいが発生する原因には、先天性のものや、疾病、労働災害や交通事故の後遺症によるもののほかにも、食生活・ストレス・運動不足など様々なことが考えられます。近年では生活習慣病を持つ人が増え、中途障がい者も増加しています。このため、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康増進事業を推進していく必要があります。
- 本村では、健やかに子どもを生み育てるために妊婦健康診査の助成を増やし、新生児の全戸訪問を実施して、早期に母子と関わる取り組みを行っています。また、ケース検討の実施により、関係機関と情報を共有しながら支援を行っています。障がいの早期発見・早期対応は、今後の支援のあり方を左右するものとなるため、各種健（検）診や相談・教室・訪問指導など保健事業を充実させるとともに、他機関との連携を一層強化していくことが必要です。さらに近年、周知されつつある発達障がいについては、スクリーニングとフォロー体制の充実も重要な課題となります。
- 平成 14 年より、寝たきり等で歯科医院に通院するのが困難な人に対して訪問診療や保健指導を実施しており、平成 20 年からは南河内圏域 9 市町村で障がい児（者）歯科診療を実施しています。これに加えて本村では、通院移送や必要な医療費の負担や助成など、障がいのある人が健康状態を維持し、障がいの軽減を図ることができるようサービス提供を行っています。

(1)障がいの予防・早期発見・対応

今後の取り組み

○母子保健事業の推進

健やかに子どもを生み育てるために、妊婦健康診査や乳幼児健康診査、各種相談や教室、訪問指導、子育て支援事業など、母子保健施策を充実し、疾病や障がいの予防や早期発見・早期対応に結びつけます。

○健康増進事業の推進

心身の健康に対する正しい知識を普及していくため、健康づくりや生活習慣病予防をテーマとする健康教育や健康相談を充実します。

また、生活習慣病の予防・早期発見のため、基本健診・胃がん検診・子宮がん検診・乳がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・骨粗しょう症検診などを充実します。

○療育体制の充実

保健所が実施している身体障がい児等を対象にした専門医・理学療法士・発達相談員・保健師が行う療育相談事業との連携を図ります。

○相談支援体制の整備

心理発達相談、運動発達相談など、障がいの早期発見、早期対応に至る相談支援体制の整備を推進していきます。

(2)医療サービスの充実

今後の取り組み	
○障がい者に対する医療の充実	●障がい者が健康状態を維持し、障がいの軽減を図ることができるよう必要な医療費の負担、助成に努めます。 ●一般の歯科診療では治療が困難な障がい者の歯科診療を行うため、南河内圏域9市町村で実施している障がい児（者）歯科診療を継続するとともにその周知を図ります。
○難病患者対策の充実	●在宅で生活する難病患者が安心して療養できるよう、保健師などの訪問指導について連携を図ります。 ●在宅難病対策の中核機関である「大阪難病医療情報センター」と、必要時連携を図ります。
○地域連携クリティカルパスの普及	保健所が中心となって推進している地域連携クリティカルパス〔医療機関の連携を図り、良質の医療を適切に提供するツール（脳卒中・糖尿病・急性心筋梗塞）〕の普及に向けた取り組みを進めます。
○精神保健・医療施策の推進	心の健康づくりを推進します。また、医療機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療で適切な支援の確立を推進します。
○支援体制の整備	サービス利用の相談体制などを整備するために、専門職の確保に努めます。休日、夜間における症状の急変に対応するため、精神科救急病院などと連携を図るとともに情報提供に努めます。
○社会復帰対策の充実	精神障がい者の自立を促進するために、グループホームや地域活動支援センターなどの広域的推進体制の確立を図っていきます。

3. 生活支援

現状や課題

- 障がい福祉サービスとして、居宅における介護支援、外出時の移動支援、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練など、事業の充実に努めています。また、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、障がいのある人の福祉に関する相談事業を実施しています。今後も、障がいのある人の多様なニーズへの対応や相談事業から福祉サービスへの提供につながるようなネットワークづくり、また、福祉サービスの利用が促進されるよう人材の確保や障がいに応じた受け入れ体制を整えるなど、サービス提供基盤の整備が必要です。
- 国では平成 25 年 8 月に、障害者自立支援法に替わる新たな法整備を進めており、今後、障がい福祉サービスの体系が大きく変わることとなります。そのため、このような国の動向にも対応しつつ、引き続き障がい福祉サービスの提供基盤の充実を図ることが必要となっています。
- 地域で自立した生活を営むためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業など国が制度化したサービスだけでなく、地域の特性を踏まえた中で、府・村の制度その他様々な地域資源やインフォーマルサービスを組み合わせ、個々の状況に応じた適切な支援が必要となります。本村では府制度も活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて、各種手当の支給を行うほか、障がいのある人の基本的人権や財産保護など、様々な権利を守るための権利擁護事業の実施に努めています。今後は、こうした各種制度の周知や、権利や尊厳が保持されるように権利擁護の視点をもった事業のさらなる充実が求められています。

(1)相談支援・情報提供の充実

①相談支援の充実

今後の取り組み	
○障がい者ケアマネジメントシステムの構築	●相談支援事業における相談支援専門員の資質向上を図り、障がいのある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築を進めます。 ●障がい者相談員と連携し、相談活動の充実を図ります。あわせて在宅の障がい者などに対する相談・訪問活動を積極的に進めます。
○関連機関との連携	障がい者就業・生活支援センター、子ども家庭センター、身体障がい者更生相談所、知的障がい者サポートセンター、保健所などの相談機関との連携を強化します。
○総合的な相談窓口の整備	障がい者をはじめ、高齢者、児童などの各種相談業務の充実を図ります。また、精神障がい者の相談機能の充実を図ります。

②情報提供の充実

今後の取り組み	
○パンフレットの配布などによる情報提供	パンフレットの配布やホームページなどにより、福祉サービスや障がいのある人の生活支援に関する情報提供を行います。
○視覚障がい者に対する情報提供	視覚障がい者に対して、日常生活に必要な情報を録音テープなどによる「声の広報」として提供するなど、情報提供に努めます。
○聴覚障がい者に対する情報提供	聴覚障がい者に対して、日常生活に必要な情報を文字、手話による提供に努めます。
○障がい者団体などとの連携	社会福祉協議会や障がい者団体と協力し、点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成・確保を図ります。

(2)在宅サービス等の充実

①地域生活支援事業・自立支援給付の推進

今後の取り組み	
○地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション事業」「日常生活用具給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「日中一時支援事業」「社会参加促進事業」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するとともに、サービスの充実を図ります。

今後の取り組み

○介護給付にかかわるサービスの推進

障がいのある人が自立した日常生活を営むことができるよう、「障害者自立支援法」に基づき、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障がい者包括支援」「療養介護」「生活介護」「短期入所」「共同生活介護」「施設入所支援」の各サービスの支援の充実を図ります。

○訓練等給付にかかわるサービスの推進

障がいのある人が自立した社会生活を営むことができるよう、「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「共同生活援助」の各サービスの支援の充実を図ります。

○補装具事業の実施

障がいのある人の身体機能を補完または代替し、日常生活をしやすいするため、補装具の給付を行います。

○自立支援医療の給付

18歳以上の身体障がいのある人の障がいを軽減、または回復させるための手術や治療、日常生活における適応能力を増進させるために必要な自立支援医療（更生医療）の給付を行います。18歳未満の障がいのある子どもにおいては自立支援医療（育成医療）、また、精神障がいのある人においては自立支援医療（精神通院）を受給できるよう、関係機関と連携を図ります。

○ホームヘルパーの充実

重度障がいのある人への対応など、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が行えるよう、ホームヘルパーの養成研修への参加を促進します。

②外出支援の推進

今後の取り組み

○ガイドヘルパーの充実

視覚障がいのある人や重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、一人ひとりの障がいの状況に応じた外出支援が行えるよう、ガイドヘルパーの養成研修への参加の促進を図り、質の向上に努めます。

③その他の福祉サービスの推進

今後の取り組み

○各種障害者手当等の支給

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」等の各種手当の周知と活用を促進します。

○難病患者に対するサービスの実施

在宅難病患者及び家族の福祉の向上を図るため、ホームヘルパー派遣や日常生活用具の給付を行う在宅難病患者福祉事業に努めます。

(3)権利擁護の推進

今後の取り組み

○地域福祉権利擁護事業の推進

知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力にハンディキャップを有する人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援、相談を行う権利擁護事業を推進します。

○見守りネットワークの構築推進

民生委員、児童委員など関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるよう、ネットワークの構築を推進します。

○成年後見制度の利用促進

地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいた支援の推進

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年 10 月 1 日施行）の施行に向け準備を進めるとともに、法律に基づいた虐待の防止や早期発見への対応を図ります。
- 法律の施行に向けて、障がい者虐待の禁止や虐待を発見したときの通報義務などの広報啓発を図ります。
- 障がいのある人の虐待防止や、虐待を受けた障がいのある人の保護を図るため、マニュアルの作成、「障害者虐待防止センター」の整備に努めます。

(4)生涯学習、文化、スポーツ活動の推進

①生涯学習、文化活動の充実

今後の取り組み	
○生涯学習の促進	●くすのきホールの各種講座において、障がい者の参加が促進されるよう内容などの企画に配慮します。 ●図書館などにおいて、視覚障がい者のための点字図書案内、聴覚障がい者のための字幕入り映像資料など、学習情報の提供と教材の収集、整備を行います。
○文化・芸術活動の支援	文化・芸術活動の充実を図るため、多彩な行事、イベントの実施、情報提供サービスの充実、広域的な活動や障がい者団体が実施する活動に対する支援の推進など、一層の参加支援に努めます。
○作品展の開催	障がい者の社会参加の促進と障がい者に対する住民の正しい理解を深めるため、障がい者を含めすべての住民が制作した作品を発表する農業祭、文化展の開催を支援します。
○関連機関との連携	障がい者の社会参加の促進及び生涯学習、文化、スポーツ活動の振興を図るため、府立障がい者交流センターとの連携を図り、情報提供を行います。

②スポーツ活動の充実

今後の取り組み

○障がい者スポーツ事業の振興

障がい者が「いつでも、どこでも、気軽に」参加できるスポーツ環境づくりの推進を目指す、大阪府障がい者スポーツ振興協会との連携を図り、地域における障がい者のスポーツ事業の振興を図ります。

○指導者の確保、養成

地域における障がい者スポーツの指導的役割を果たす人材の養成を図るため、大阪府による各種講習会への参加を促進し、指導員、審判員などスポーツボランティアの人材育成に努めます。

○社会体育施設の整備

だれもが気軽に安心してスポーツに親しむことができるよう、既存社会体育施設の充実に努めます。

(5)地域福祉活動の推進

今後の取り組み	
○地域福祉活動への支援	
	自治会や民生委員・児童委員、NPO、住民グループなどの主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
○ボランティアの育成	
	関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講するとともに、障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを援助する人材の養成を図ります。
○ボランティア活動への支援	
	ボランティア団体への活動支援、団体・個人間の交流とネットワーク化の促進に努めます。
○障がい者団体活動支援事業	
	村内で活動する障がい者団体や関係者で構成する団体に対して支援を行い、障がいのある人の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。

4. 障がいのある人の雇用

現状や課題

- 障がいのある人の雇用については、近年の経済状況や本村において雇用数が少ないことなどを背景に、厳しい状況となっています。また、本村においては企業数自体が少ないことや、通勤など移動面での課題があることから、一般就労が難しい現状となっています。
- 本村では、南河内南就業・生活支援センターと連携しながら、就労促進のための相談、職場開拓、仕事を継続するための就労後フォローアップなど総合的な支援を行っています。また、保健・医療・福祉・教育・労働の関係機関や国・府の就労施策、企業・サービス提供事業者などとの連携を図り、就労から定着までの支援を進めています。
- 障がいのある人が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るためには、障がいのある人の適性や能力に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。また、障がいのある人が一般就労へ円滑に移行できるよう福祉施策と雇用施策の連携が必要です。
- 多様な就労形態を提供できるよう、生産活動の機会を提供する福祉的就労の場を確保していくとともに、福祉的就労の推進においては、施設運営の安定や利用者の工賃水準の向上を図ることが課題となっています。

(1) 障がいのある人の雇用の場の拡大

今後の取り組み

○民間企業への啓発・雇用拡大の促進

障害者雇用率制度の周知徹底を図ります。

○公共機関における雇用拡大の推進

村役場などの公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大に努めます。

今後の取り組み

○福祉的就労の充実

- 障がいのある人一人ひとりが障がいの状態や状況に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、小規模作業所・地域活動支援センター・就労継続支援事業所との連携強化、支援を図ります。
- 特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の実態を把握し、地域自立支援協議会や近隣市町との広域的な連携のもと、福祉的就労の場や日中活動の場の確保を検討します。

(2)総合的な支援施策の推進

今後の取り組み

○就労に関する相談支援体制の充実

障がいのある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導・助言、また、情報提供が行えるよう、公共職業安定所（ハローワーク）及び南河内南就業・生活支援センターなどとの連携を強化し、相談支援の充実を図ります。

○ジョブコーチなどによる就労支援の推進

障がいのある人が働く場において、雇用の前後を通じ、障がいのある人と事業所の双方を支援するジョブコーチなど、制度の周知を図り、利用の促進に努めます。

○トライアル雇用の促進

事業者に対して、障がいのある人を一定期間試行雇用し、相互の理解と常用雇用へのきっかけづくりを行うトライアル雇用の実施を働きかけます。

○広域的な就労ネットワークの形成

特別支援学校や学校、公共職業安定所（ハローワーク）、行政などの関係機関によるネットワークを形成し、障がいのある人への就労支援に努めます。

5. 広報・啓発活動

現状や課題

- 本村では、人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権啓発の推進を図るため、講演会の開催や広報による啓発を行っています。平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障^{しょうがい}碍となるような社会における一切のものが「社会的障壁」と定義されました。同時に「障害者」とは、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであることが明記されました。今後は、住民一人ひとりが障がいや障がい特性を理解したうえで、障がいのある人にとってあらゆる障壁を取り除くための取り組みを進めていくことが求められています。
- アンケート調査結果をみても、障がいのある人の社会参加はあまり進んでいない現状があります。また、社会参加のためには、機会の拡大や情報提供、住民の理解が求められています。
- 本村では、くすのきホールの各種講座で、障がいへの理解を深める内容を盛り込んだり、講演会、体験学習、啓発資料の配布や、交流推進による福祉教育に努めています。今後、広報・啓発活動を充実させ、障がいのある人への理解の促進を図ることが必要です。また、障がいの理解には、学校における福祉教育の役割が大きく、福祉教育のさらなる充実が求められています。こうした地域理解を深めるための活動のほかに、地域の課題を解決するため、各機関との連携によるネットワークの構築や社会資源の改善・開発など、本村に合った取り組みがさらに求められています。

(1) 広報・啓発活動の充実

今後の取り組み	
○ 広報・パンフレット・ホームページなどの活用	広報、パンフレット、村のホームページなどの広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人について住民の理解と啓発を推進します。
○ 障がいの種類に応じた広報の充実	障がいのある人が様々な情報を自ら得られるように、障がいの状況に応じた情報の提供に努めます。
○ 「障がい者週間」を中心とした広報・啓発	「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、「障がい者週間」の期間を活用し、障がい者団体などと連携した啓発活動や障がいへの理解を深めるためのイベント活動を推進します。
○ 障がい者関係団体による啓発活動の促進	障がいに関して広く住民の理解を深めるため、障がい者関係団体との連携・支援を強化し、啓発活動の促進を図ります。
○ 新たな障がいへの啓発促進	内部障がいや学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がい、精神障がい、住民の理解が進んでない障がいについて理解の促進に努めます。

(2)福祉教育の推進

今後の取り組み	
○学校における福祉教育の推進	福祉体験学習や総合的な学習の時間を活用し、子どもたちから福祉に対する理解を深める福祉教育を推進します。
○人権教育事業の推進	障がいに関する問題をはじめ、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、講演会などの定期的な開催を図ります。
○各種講座・教室の開催	くすのきホールの各種講座において、障がい者に対する理解を深める内容を盛り込みます。
○福祉教育活動への支援	福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努め、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。
○人権啓発の推進	人権尊重のまちづくり条例に基づき、引き続き人権意識の啓発に努めます。

(3)交流活動の促進

今後の取り組み	
○交流事業の開催	障がい者があらゆる社会活動へ参加することができるように、各種行事の開催にあたっては設備や環境を整え、情報の提供に努めます。
○学校教育における交流活動の推進	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が相互に理解を深めるため、 <u>交流教育</u> を推進します。

6. 生活環境

現状や課題

- まちづくりの考え方として、障がいのある人や高齢者のために障壁を取り除くバリアフリーの考え方から、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちをめざす「ユニバーサルデザイン」の考え方が広がっています。
- 本村では、新しい公共施設・道路・公園などの整備に際して、「バリアフリー新法」「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人の移動及び施設利用の利便性と安全性の向上を図っています。
- 本村では、旧校区において消防、防災訓練を行い、広報による防災意識の啓発と自主防災組織の活動推進を図っています。また、平成 23 年度に「避難報告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、その運用体制について具体化に努めています。しかし、アンケート調査結果にも見られるように、防災面でのさらなる支援体制の充実が求められています。障がいのある人を、地震、火災、水害、土砂災害などの災害から守る支援体制の充実が早急の課題となっています。

(1)住空間・公共施設等のバリアフリー化

今後の取り組み

○住宅改修への支援

高齢者福祉施策とも連携し、手すりの取り付けや段差の解消など、居宅における改修への支援に努めます。

○公共施設のバリアフリー化

既存施設について、バリアフリー化を進めます。また、新設の際には、ユニバーサルデザインの考え方のもと、計画の段階から障がいのあるなしにかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるような整備を進めます。

今後の取り組み

○民間施設への啓発

障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」の周知を図り、事業者への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

○交通環境の整備

障がいのある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、自転車歩行道路の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機の設置、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。

○公共交通機関の整備

公共交通機関に対して、障がい者が安全かつ快適に利用できるよう、整備、改善について理解と協力を求めています。

○公園などの整備

障がいのある人を含め、すべての住民が利用しやすいよう、トイレや傾斜、水辺空間への配慮など、利用しやすい施設整備を進めます。

(2)防災・防犯への対応

今後の取り組み

○防災知識の普及・啓発

防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施により、住民の防災意識の高揚に努めます。これらの実施にあたっては、災害弱者に配慮するとともに、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めます。

○地域防災計画の推進

「千早赤阪村地域防災計画」に基づき、障がいのある人に対する救援体制の整備や福祉のまちづくりを促進する環境整備を図ります。

今後の取り組み

○地域防災体制の確立

災害時要援護者リスト・マップに基づき、民生委委員・児童委員、地区（自主防災組織）、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体、相互扶助組織などとの連携体制を強化し、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。

○自主防災組織の育成強化

障がい者、高齢者などすべての住民の安全確保に留意した自主防災体制の整備に努めます。

○災害情報伝達体制の確立

災害時にとどまらず、住民全体の保護の必要性が生じた場合、その情報を各地域及び住民に迅速・的確に伝達できるよう整備を図ります。

○災害時要援護者の避難支援体制の確立

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達体制の整備や災害時要援護者情報の共有体制の確立、災害時要援護者の避難支援計画の策定を進めます。

○地域防犯体制の確立

警察や地区、富田林警察管内防犯協議会・千早赤阪村防犯委員会と連携し、防犯・暴力追放運動を推進するとともに、活動への支援と地域における防犯体制の充実に努めます。

第5章

計画推進のために

第5章 計画推進のために

1. 推進体制の確立

- 地域自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体との連携のもとで、計画の具体化に向けた協議を行い、協働して計画の推進に努めます。行政においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。
- 地域自立支援協議会を活用し、関係機関からなるネットワークを通じ、障がいのある人に対する虐待の防止をはじめ、福祉サービスにかかる実態把握や改善に関する取り組みを強化していきます。

2. 啓発と地域の福祉力の向上

- 発達障がい、身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれの障がいの特性や対応の仕方について、住民の理解を深める普及・啓発活動に努めます。このため、学校をはじめあらゆる機会を捉え、福祉教育の普及に努めます。また、地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、自立した日常生活や共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

3. 地域における人材の確保

- 地域生活移行支援や就労移行を支援する障がい福祉サービスの基盤整備を図るため、また、障がいのある人の権利擁護を進めるには、重度障がいをはじめ様々な障がいの特性を理解し援助できる人や、地域におけるネットワークの中心となる人、ボランティアの人たちが、障がいのある人を支えていく必要があります。

4. サービスの質の向上

○本村が実施主体となる地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対して一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備し、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。また、大阪府の指定を受けた事業者についても、府との連携を図り、質の確保に努めます。

5. 関係機関との連携

○障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政の役割を明確に、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が相互に連携しながら、障がいのある人の支援を図ります。また、計画の着実な推進に必要な財源を確保するため、本村においては効果的、効率的なサービスの提供に努めるとともに、国や府に対して財政的措置を講じるよう要請していきます。

6. 計画の進行管理

○本計画の示した内容については、定期的に計画の実施状況などを点検、評価し、その結果に基づき、必要な対策を実施していくものとします。



資料編

資料編

1. 千早赤阪村障がい者計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づき、本村における障がい者のための施策に関する基本的な計画、千早赤阪村障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）を策定するため、千早赤阪村障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- （1） 障がい者計画の策定に関すること。
- （2） その他障がい者計画の策定に関する必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 福祉関係者
- （3） 医療関係者
- （4） 障がい者団体
- （5） 福祉施設関係者
- （6） 議会関係者
- （7） 行政関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、障がい者計画の原案策定が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を要請し、説明または意見を求めることができる。
- 5 最初の招集される委員会は、第 1 項にかかわらず村長が招集する。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
（千早赤阪村障害者福祉計画策定委員会設置要綱の廃止）

2. 千早赤阪村障がい者計画(第2次)策定委員名簿

区 分	氏 名	所 属
関係行政機関	宇原 清隆	河内長野公共職業安定所 所長
	辻本 吉秀	大阪府富田林保健所 地域保健課 課長
	箱嶋 雄一	大阪府富田林子ども家庭センター 地域相談課 課長補佐
社会福祉及び公的団体	大西 清和	村社会福祉協議会 会長
	西野 敏彦	村区長会 会長
	福留 敏郎	村民生委員・児童委員協議会 会長
医療関係	山本 定慶	村内開業医
障害福祉団体	彼塚 稔	村身体障害者福祉協議会 会長
	三原 智子	手をつなぐ親の会 会長
福祉施設従事者	仲野 正司	福祉作業所 山ゆり作業所 所長
	道田 憲逸	特別養護老人ホーム千早赤阪春の家 理事長
	大羽 達郎 (任期:平成24年1月31日まで)	障害支援施設 科長の郷 施設長
	越前谷 靖衛	障害者支援施設 草笛の家 施設長
議会関係	清井 浩	村議会議長
	貝長 徹	村議会総務民生常任委員会 委員長
行政関係	松山 敏行	千早赤阪村 副村長

千早赤阪村障がい者計画

(第2次)

発行年月：平成24年3月

発行：大阪府 千早赤阪村

編集：千早赤阪村役場 健康福祉課

〒585 - 8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

TEL：0721 - 72 - 8001 FAX：0721 - 72 - 1880
